

第1章 貨物自動車運送事業法(貨物)

1. 法の目的と定義

- 貨物自動車運送事業とは、**一般貨物自動車**運送事業、**特定貨物自動車**運送事業及び**貨物軽自動車**運送事業をいう。
- **一般貨物自動車**運送事業とは、他人の**需要**に応じ、**有償**で、自動車を使用して貨物を運送する事業であって、**特定貨物運送事業**以外のものをいう。
- **貨物軽自動車**運送事業とは、他人の**需要**に応じ、**有償**で自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。
- 貨物自動車運送事業法にいう自動車とは、**三輪以上の軽自動車**及び**二輪**の自動車に限る。

2. 運送事業の許可

- 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の**許可**を受けなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業の**許可の申請書**には、**運行管理の体制**など、国土交通省令で定める事項を記載した書類を**添付**しなければならない。

3. 事業計画

- 事業者は、その業務を行う場合は、**事業計画**に定めるところに**従わなければならぬ**。
- 事業者は、事業計画の**変更**をしようとするときは、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。
- 事業者は、事業用自動車に関する**国土交通省令で定める**事業計画の変更をするときは、**あらかじめ**国土交通大臣に**届け出**なければならない。
- 事業者は、国土交通省令で定める**軽微な事項**に関する事業計画の変更をしたときは、**遅滞なく**、国土交通大臣に**届け出**なければならない。

4. 運送約款と料金

- 事業者は、**運送約款**を定め、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。
- 事業者は、**運送約款**を定め、**変更**をしようとするときも、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。
- 事業者は、**運賃**及び**料金**、**運送約款**などを主たる事務所その他の営業所において、**公衆**に見やすいように提示しなければならない。
- 事業者は、運送約款を定める場合には、**運賃**と**料金**を区別して受け取ることを**明確に記載**しなければならない。

5. 輸送の安全

- 事業者は、**輸送の安全の確保**が最も重要であることを自覚し、絶えず**輸送の安全性の向上**に努めなければならない。
- 事業者は、**安全管理規程**を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。
- **安全管理規程**を定める規模は、事業自動車の数が 300両であることとする。
- 事業者は、過積載による**運送の引受け**、過積載による運送を前提とする事業用自動車の**運行計画の作成**及び**運送の指示**をしてはならない。
- 事業者は、事業用自動車の**数**及び必要となる**運転者**、その他運転に付帯する**従業員の確保**をしなければならない。
- 事業者は、事業自動車の運転者が**休憩**又は**睡眠**するための**施設の整備**をしなければならない。
- 事業者は、事業用自動車運転者の適切な**勤務時間**及び**乗務時間**の設定、運転者の**過労運転**を**防止**するための必要な措置を講じなければならない。

6. 許可の取消し等

- 事業者は、その**名義**を他人に**一般貨物自動車運送事業**又は**特定貨物自動車運送事業**のため利用させてはならない。
- 事業者は、**一般貨物自動車運送事業**又は**特定貨物自動車運送事業**を**他人に経営**させてはならない。

7. 過労運転の防止

- 事業者は、乗務員が有効に利用することができるよう、**休憩**や**睡眠**に必要な**施設**を整備し、**管理**し、**保守**しなければならない。
- 事業者は、**休憩**又は**睡眠**のための時間及び勤務が終了した後の**休息時間**が十分に確保されるように、運転者の**勤務時間**及び**乗務時間**を定めなければならない。
- 事業者は、運転者が**長距離運転**又は**夜間の運転**に従事する場合、**疲労**等により安全な運転を継続できないおそれがあるときは、**あらかじめ、交替**の運転者を配置しておかなければならない。
- 事業者は、乗務員の**健康状態**の把握に努め、**酒気**を帯びた状態にある乗務員及び**疾病、疲労**等の理由により安全な運転をすることができない恐れがある乗務員を乗務させてはならない。
- 事業者は、**事業計画**に従い業務を行うに**必要な員数**の運転者を、**常時選任**しておかなければならない。
- **特別積合せ貨物運送**を行う**一般貨物自動車運送事業者**は、特別積合せ貨物運送に係る**運行系統**であって、**起点**から**終点**までの距離が 100km を超えるごとに、所定の事項について**基準**を定めなければならない。
- 事業者は、定められた基準の遵守について、**乗務員**に対する適切な**指導**及び**監督**を行わなければならない。

8. 貨物の積載と車庫の確保

- 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、**偏荷重**が生じないように**積載**しなければならない。
- 事業者は、**すべて**の事業用自動車について、貨物が運搬中に**荷崩れ**等により**落下**を防止するため、貨物に**ロープ**又は**シート**を掛ける等必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、**道路管理者**が付した条件に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する**適切な指導**及び**監督**を怠ってはならない。
- **国土交通大臣**は、**荷主**に対して、**過積載**による運送の**再発防止**を図るため、適当な措置を執るべきことを**勧告**することができる。
- 事業者は、事業用自動車の保管の用に供する**自動車車庫**を適切に**確保**し、**管理**しなければならない。
- 事業者は、過積載による**運送の引受け**、過積載による運送を前提とする**運行計画**の作成及び従業員に対する過積載による**運送の指示**をしてはならない。
- 事業者は、**車両総重量が8トン以上**又は**最大積載量が5トン以上**の事業用自動車に乗務した場合は、**運転者ごとに乗務等の記録**をさせなければならない

9. 点呼

- **乗務前**、**乗務後**の点呼は**対面**により行い、必要な事項について**報告**を求め、**確認**を行い、必要な**指示**をしなければならない。
- 乗務前の点呼では、**酒気帯び**の有無の報告を求め、確認を行わなければならない。
- 乗務前の点呼では、**疾病**、**疲労**、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての報告を求め、確認を行わなければならない。
- 乗務前の点呼では、**道路運送車両法**の規定による**点検の実施**又はその確認について報告を求め、確認を行い、必要な指示をしなければならない。
- 乗務後の点呼は、**対面**により行い、当該乗務に係る**事業自動車**、**道路**及び**運行の状況**について報告を求めなければならない。
- 乗務後の点呼で、他の運転者と交替した場合は、交替する運転者に行った**通告**について**報告**を求め、**酒気帯び**の有無について確認を行わなければならない。
- 乗務後の点呼において、酒気帯びの有無を**目視**等で確認できるからといって、**アルコール検知器**を用いての確認を省略することはできない。
- 点呼は、運行管理者と運転者が対面で行うこととされているが、**運行上やむを得ない場合**は電話その他の方法にすることが認められている。
- 営業所と離れた場所にある**営業所の車庫**から乗務を開始する運転者については、運行上やむを得ない場合に**該当しない**。

- 輸送の安全の確保に関する取組が**優良**と認められる営業所の点呼においては、対面による点呼と同等の効果を有するものとして**国土交通大臣**が定めた**機器**による点呼が認められている。
- 乗務前及び乗務後の点呼の**いずれも**が対面で行うことができない場合は、乗務前及び乗務後の点呼の他、当該**乗務の途中**において少なくとも**1回以上**電話等により点呼(**中間点呼**)を行わなければならない。
- 中間点呼では、**酒気帯び**の有無及び**疾病**、**疲労**、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について**報告**を求め、**確認**を行い、必要な**指示**をしなければならない。
- 点呼の記録は、**運転者**ごとに内容を記録し、かつ**1年間保存**しなければならない。
- 点呼については、運行管理者の業務を補助させる者(**補助者**)を**選任**し、点呼の**一部**を行わせることができる。
- 事業所に選任されている運行管理者の行う点呼は、**総回数の3分の1以上**でなければならない。
- 事業所の点呼をすべて**補助者**に行わせることはできない。
- 貨物自動車運送事業者は、**アルコール検知器**を営業所ごとに備え、常時**有効に保持**しなければならない。
- 酒気帯びの有無についての確認は、当該**運転者の属する営業所**に備えられたアルコール検知器を用いて行われなければならない。
- アルコール検知器を用いて酒気帯びの確認ができる場合であっても、運転者の状態を**目視で確認**しなければならない。

10. 乗務等の記録

- 車両総重量が**8t以上**又は最大積載量が**5t以上**の事業用自動車に乗務した場合には、**貨物の積載状況**を記入しなければならない。
- 事業者は、乗務の**開始**及び**終了**の地点、**日時**並びに主な**経路地点**、乗務した**距離**を**運転者**ごとに記入させ、これを**1年間保存**しなければならない。
- 事業者は、**運転を交替**した場合、**休憩**又は**睡眠**をした場合には、その**地点**及び**日時**を**運転者**ごとに記録させなければならない。
- 乗務等の記録は、**運行記録計**による記録に代えることができ、運行記録計により記録された事項以外の事項を、**運転者**ごとに運行記録計による記録に**付記**しなければならない。
- 道路交通法に規定する交通事故、若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は**著しい運行の遅延**その他の**異常な状態**が発生した場合には、その**概要**及び**原因**を記録しなければならない。
- 事業者は、車両総重量**7t以上**又は最大積載量**4t以上**の事業用自動車に係る運転者の乗務について、**瞬間速度**、**運行距離**及び**運行時間**を運行記録計により記録し、**1年間保存**しなければならない。
- 事業者は、**特別積合せ貨物運送**に係る運行系統に配置する運転者の乗務について、**運行記録計**による記録を行わなければならない。